

令和 7 年12月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和 7 年12月10日 午後 3 時06分
市役所 501、502、503会議室

2 閉会日時 令和 7 年12月10日 午後 3 時29分

3 委員氏名

(1)出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	梅谷 重男	吉村 和真
中野 修一	渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉
魚谷千代子	青谷 強	安部 勇児	薄 剛
渋谷 安広	西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹

(2)欠席者 (なし)

(3)欠員 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	辰市 舞
係	笹野項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条 (委員会)

議案第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更申請

議案第 3 号 農地法第 5 条 (知事)

議案第 4 号 利用権の設定 (農地中間管理事業の推進に関する法律)

報告第 1 号 農地法第 5 条 (届出)

報告第 2 号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

報告第 3 号 利用権の終了 (農用地利用集積計画)

午後 3 時 06 分開会

○事務局長（[REDACTED] 君） それでは、引き続き総会に入りますが、その前に今回の提案につきまして、訂正が 1 件ございましたので、私から御説明させていただきます。

議案書とは別にお配りしております、12月の議案訂正の資料を御覧ください。訂正が 1 か所ございます。議案第 4 号利用権の設定（農地中間管理事業推進に関する法律）12ページ、申請番号 12-56、譲渡人及び譲受人の住所の訂正でございます。事前にお渡ししております議案では、譲渡人の住所を[REDACTED]としておりましたが、正しくは[REDACTED]となります。

また合わせて、譲受人の住所を[REDACTED]としておりましたが、正しくは[REDACTED]となります。

以上、議案の訂正をさせていただきます。お手数をおかけいたしまして、申し訳ございません。今回の訂正につきましては、事前の確認が不足していたことによるものでございますので、今後確認を徹底してまいります。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

では、総会のほうに移ります。

令和 7 年 12 月定例農業委員会開会前に、出席委員の確認いたします。

本日の出席委員は、全員出席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 号の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。

本日の議事進行につきましては、[REDACTED] よろしく願いいたします。

○議長（[REDACTED] 君） お疲れさまです。昨日の研修会から懇親会まで、有意義に楽しく終わったのかなと思っております。

○議長（[REDACTED] 君） それでは、議案に入ります前に、12月期の委員会の議事録署名人は、[REDACTED] の 2 人にお願いします。

○議長（[REDACTED] 君） それでは、議案に入ります。

議案第 1 号農地法 3 条、12-24 の説明をお願いします。

○係（[REDACTED] 君） それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の許可申請、申請番号 12-24 について、御説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

今回の申請は、農地法3条の申請により、売買を行い、農地として使用していくという内容でございます。本件の土地につきましては、令和7年第8回の本総会であっせん申し出があった農地として報告し、10月28日にあっせん協議会が開催され、売買の協議が整ったことから、今回、農地法第3条の申請が行われたものです。

譲受人は、現在年齢49歳、古賀市内において家族で農業をされている方です。農業従事年数は30年と伺っております。農業経営状況としましては、主に水稻の栽培を行なっております。農機具は、トラクター、コンバイン、田植機等を所有しております。

続きまして、位置図の説明をいたします。2ページ目をお願いいたします。

古賀インターチェンジの東側に位置します、斜線部の1筆でございます。今後の申請地における営農計画としましては、水稻の栽培を行って行きたいとのことでございます。本件につきましては、地元委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局で受理いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明が終わりました。

質問、意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

それでは、議案第2号農地法4条、利用計画変更申請ということで、12—1の説明をお願いします。

○係（ 君） それでは、議案第2号でございますが、実はこれ議案第3号と密接というか、ほぼ一緒の申請と内容は同一でございますので、議案第2号のこの申請番号12—1、そして議案第3号申請番号12—9、併せて御説明させていただきたいと思っております。もしよろしければ、併せて御採決のほうもお願いしたいと思っております。

では、御説明をさせていただきます。3ページ、お願いいたします。

今回の申請は、令和7年3月25日に農地法4条の許可をもう一度得て、集合住宅を建築する計画の土地でありました。令和7年3月25日に農地法4条を取って、集合住宅を建てる予定ではありましたが、近年の資材価格の高騰等により資金計画どおりの計画が難しく、計画を変更するという申請でございます。

本来であれば、新規の5条申請を含む案件でありますので、現地確認を皆様にもお願いするところではございますが、申請地は、先ほどの3月25日の令和7年3月農業委員会の審査時に皆様が現地確認されていること、現地は着工しておらず、大きく変化していないこと等から、今回

の現地確認は、お配りさせていただいております写真にてお願いしたいと思います。本日配った分のホッチキス留めの写真でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、主な計画の変更内容でございますが、まずは用途の変更、そして譲受人の変更でございます。用途は、集合住宅から貸し資材置場へ変更するものです。また、転用許可後は、4ページ記載の譲受人へ売買されます。それに伴って、議案第3号の5条許可申請も新規で出ているということでございます。申請地につきましては、記載のとおりでございます。

位置図の説明をいたします。議案書の5ページ、お願いいたします。申請地は、JA粕屋北部育苗センターの東に位置する、斜線部の3筆でございます。

次に、農地区分の説明でございます。本申請地は、他地目で分断されて、10ha以上の広がりがないことから、第2種農地相当と判断しております。

次に、計画図等の説明をいたします。6ページに現況図、7ページ、8ページに土地利用計画図、9ページに雨水排水計画図、10ページに縦横断図を記載しております。

8ページ、お願いいたします。本計画は貸し資材置場でございますので、譲受人からさらに使用者へ貸与が行われて、実際に使用されますので、あくまで計画案となりますけれども、申請地内には記載のような資材が置かれるような計画となっております。

9ページをお願いいたします。ちょっとごめんなさい、方角がさっきとずれるので見にくいんですけども、雨水排水についてでございます。申請地内北側に新設側溝を作る、また申請地の外なんですけれども、申請地の隣接地の西側ですね、西側隣接地にも新設側溝を設置して、集水しまして、そのまま申請地の外側なんですけど、隣接地西側の新設側溝を北のほうに伸ばしていきまして、既存の農業用水路へ接続して、排水するという計画でございます。汚水排水はございません。

10ページをお願いいたします。次に切土、盛土について御説明いたします。申請地内において切土はございません。盛土が最大2m程度の計画となっております。隣地境界は、西側にL型擁壁、南と東にコンクリートブロックを設置して、北側は植生のり面保護を施して、土留めと土砂等の流出防止を行うという計画です。

次に、地元水利承諾書でございますが、地元からは、令和7年10月20日付で、無条件での水利承諾書の提出がっております。

最後に、すみません、本件は、あとで説明をさせていただきますけれども、本年10月1日から施行されました宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法の許可も必要となる案件でございます、本件はです。現在、市の副申手続きは終わって、県庁で審査が行われているというふう聞いております。本申請には、区域委員さんの署名捺印を頂いていることから、事務局

で受理しております。

地元委員さんから何か追加があれば、よろしく願いいたします。

○委員 () 君) 先ほど () が言われたように、資金繰りが難しいということで、集合住宅からこういった貸し資材置き場になったというふうに聞いております。2回、3月にもやっていますので、問題はないかと思えます。

○議長 () 君) 説明が終わりました。質問、意見等がありましたら。

○委員 () 君) 1点だけちょっと確認なんですけど、トラックの車両を置いたりとかあるんですけど、この辺りはどの水路に流しても農業水路に入っていくわけですが、心配するのは油の熱があるかないかというところで、要は舗装がされているか、あとトラック車両の洗車があるかないか。もしその洗車があるならば、油水分離槽が設置されているか、もうちょっとその確認だけさせていただければと思います。

○係 () 君) 基本的に、洗車等はないというふうに認識しております。

○委員 () 君) 場内は、舗装か。

○議長 () 君) 10ページの左端のところに書いてあります。右端のところに書いております。図面の中にちょこっと。表面(ガスコン)で書いてある。(発言する者あり)

○係長 () 君) 今言われたところが、計画区域外のところになりまして、左側が計画区域内になるんですけれども、この路面等の表面仕上げが書いてないので、砂利であるということだろうと思っております。

○委員 () 君) そういうことであれば、もちろん油水分離槽は要らないんでしょうけど、1点、広域農道に入っていく、上って行って、あそこ結構、車飛ばしますもんね。その中で土砂流出とか、そういうことを含めて、何かちょっとくらい舗装せんとかいなって一瞬思わなくてもないですけど、余計なことかもしれないですけど、すいません。

○係長 () 君) 周辺に粉塵とかもございますし、ゆくゆくは水回りとか水流に支障がある部分もあるかと思うので、そういった苦情が入った場合には、速やかに指導のほうを行ってきたいと考えております。

当初の仕上げる的には、そういった事象が起きないように、締め固めを十分に行うという内容が記載されているところでございます。

○議長 () 君) ほかに意見等ありましたら。

○委員 () 君) すみません、住宅地から資材置き場っていうところで、展開がすごい早くなって思うんですけれども、トラックがここにあったので、たくさん、なるべく並ぶとは思いますが、やっぱり今さっき言われたように交通が激しくなってきたときの安全対策というか、そういうのはちゃんとされているのかなと思って、ちょっと確認します。

○係 () 君) すみません。御懸念は確かにそのとおりかなと思うんですけども、そういうところもあって、本件は指導要綱の対象になっておりますので、道路管理者だったり、うちの建設課とかと間口の協議というのは十分されているものと理解しております。

○議長 () 君) ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 () 君) ないようでしたら、採決に移ります。

賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。いいですか。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長 () 君) 全員賛成。

○議長 () 君) 次へ移ります。

議案第4号利用権の設定ということで、12—54からお願いします。

○係 () 君) 議案第4号利用権の設定について、説明いたします。

その前に、本議案につきましては、() 委員、() 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔() 委員、() 委員 退席〕

○係 () 君) それでは、11ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために、必要があると認めるときは農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に対し要請することができるとなっておりますことから、今回、議案を提案いたしました。

今回新規5件、更新1件の計6件の申出がっております。議案の説明としては、通常の更新となる案件を除きました新規の案件のみ御説明させていただきます。

それでは、11ページ、申請番号12—54、新原にございます1筆、面積2,012㎡、貸付人、借受け人は記載のとおりです。令和8年2月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

申請番号12—55、筵内にございます4筆、面積2,374㎡、貸付人、借受け人は記載のとおりです。令和8年2月1日から令和12年12月末日までの貸し借りとなっております。

続きまして12ページ、申請番号12—56、筵内にございます1筆、面積284㎡、貸付人、借受け人は冒頭で訂正いたしましたとおりです。令和8年2月1日から令和17年12月末日までの貸し借りとなっております。

申請番号12—57、小山田にございます2筆、面積4,685㎡、貸付人、借受け人は記載のとおりです。令和8年2月1日から令和12年6月15日までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号12-58、小山田でございます1筆、面積3,284㎡、貸付人、借受け人は記載のとおりです。令和8年2月1日から令和12年6月15日までの貸し借りとなっております。

申請番号12-59以降は通常の更新となりますので、議案の説明は省略いたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（[REDACTED]君） 事務局説明が終わりました。御意見等ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（[REDACTED]君） ないようでしたら採決に移ります。

賛成される農業委員さんは、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手11／11名〕

○議長（[REDACTED]君） 全員賛成。

午後3時29分閉会
